

令和2年5月8日	
所 属	放置自転車対策担当
所属長	秋岡 修司
電 話	06-6489-6504

市立駐輪場定期購入者（小・中・高校生、大学生等）の4月・5月分を振替します

1 趣旨

緊急事態宣言発令に伴い、学校が休校となったことにより、駐輪場を利用することがなくなった定期券購入者について、緊急事態宣言発令中の4月・5月分を振替措置とします。

2 対象者

振替対象期間の4月・5月を含む定期券購入者のうち、小・中・高校生、大学生・専門学校生等を対象者とします。

※ 学生証等の提示を必要とします。

3 対応

振替対象期間の4月・5月分を、利用再開する月以降に振り替えます。

(振替イメージ)

定期区分		2月	3月	休校期間		6月	7月	8月
				4月	5月			
1月定期	4月			購入月		振替 (4月分)		
3月定期	2~4月	購入月				振替 (4月分)		
	3~5月		購入月			振替 (4月分)	振替 (5月分)	
	4~6月			購入月			振替 (4月分)	振替 (5月分)

4 手続き

緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、「密接」、「密集」を避けるため、特に申し出は必要としません。学校再開決定後、駐輪場窓口にて学生証等証明書のご提示をいただき、定期券購入者と同一であるかの照合を行い、一致する場合にのみ振替措置を適用します。

5 受付期間

緊急事態宣言解除以降とします。

6 その他

対象者以外の方で、4月末日をもって定期券購入期間が満了する方については、更新期日である5月3日を一定経過しても、更新手続きを受け付けます。